

草加八潮消防組合個人情報保護条例施行規則

平成28年3月31日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、草加八潮消防組合個人情報保護条例(平成28年条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書面等の様式)

第2条 条例に規定する書面等の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第6条第1項の規定による届出、条例第6条第3項の規定による届出及び条例第11条第1項の規定による届出 個人情報取扱事務登録簿・個人情報ファイル登録簿・個人情報取扱事務委託等登録簿(様式第1号)
- (2) 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書 身分証明書(様式第4号)
- (3) 条例第14条第2項に規定する身分を示す証明書 身分証明書(様式第5号)
- (4) 条例第17条第1項に規定する書面 保有個人情報開示請求書(様式第6号)
- (5) 条例第21条第1項に規定する書面 保有個人情報開示決定通知書(様式第7号)
- (6) 条例第21条第2項に規定する書面 保有個人情報一部開示決定通知書(様式第8号)
- (7) 条例第21条第3項に規定する書面 保有個人情報不開示決定通知書(様式第9号)
- (8) 条例第22条第2項に規定する書面 保有個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第10号)
- (9) 条例第23条に規定する書面 保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書(様式第11号)
- (10) 条例第24条第1項に規定する書面 保有個人情報開示決定等に係る意見照会書(様式第12号)
- (11) 条例第24条第2項に規定する書面 保有個人情報開示決定等に係る意見書提出機会付与通知書(様式第13号)
- (12) 条例第24条第1項及び第2項に規定する意見書 保有個人情報開示決定等に係る意見書(様式第14号)
- (13) 条例第24条第3項に規定する書面 保有個人情報開示決定第三者宛て通知書(様式第15号)
- (14) 条例第27条第1項に規定する書面 保有個人情報訂正等請求書(様式第16号)

- (15) 条例第28条第1項に規定する書面 保有個人情報訂正等決定通知書（様式第17号）
- (16) 条例第28条第2項に規定する書面 保有個人情報一部訂正等決定通知書（様式第18号）
- (17) 条例第28条第3項に規定する書面 保有個人情報不訂正等決定通知書（様式第19号）
- (18) 条例第29条第2項に規定する書面 保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第20号）
- (19) 条例第32条の規定による通知 保有個人情報開示等審査諮問通知書（様式第21号）
- (20) 条例第33条において準用する条例第24条第3項に規定する書面 審査請求に対する決定第三者宛て通知書（様式第22号）
（個人情報保護管理者）

第3条 条例第9条第2項に規定する個人情報保護管理者は、別表第1左欄に掲げる機関の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる職にある者とする。

（任意代理人による開示請求等における本人確認）

第4条 条例第16条第3項の規定（条例第26条第2項及び第26条の3第2項において準備する場合を含む。）により本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）が特定個人情報の開示請求等をするときは、任意代理人は、実施機関に対し、本人の実印の押印のある委任状、本人の印鑑登録証明書及び任意代理人の身分を証明する書面を提出し、又は提示しなければならない。

2 任意代理人がやむを得ない理由により前項に掲げる書面を提示し、又は提出することができないときは、実施期間は、任意代理人による保有特定個人情報の開示請求等に関する通知書（様式第23号）により本人に当該開示請求等があった旨を通知し、当該開示請求等が本人の意思に基づくものでない場合にその意思を表示する機会を与えなければならない。

（遵守事項等）

第5条 条例第25条第1項の規定により保有個人情報を閲覧し、又は視聴する者は、当該保有個人情報を改ざんし、破損し、又は汚損してはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反する者に対し、当該保有個人情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 条例第25条第1項の規定による写しの交付部数は、1部又は1巻とする。

（保有個人情報の写しの作成等に要する費用）

第6条 条例第30条第2項に規定する保有個人情報の写しの作成又は送付に要する費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 保有個人情報の写しの作成に要する費用 別表第2に定める額
- (2) 保有個人情報の写しの送付に要する費用 郵便料金等の額
(保有特定個人情報の写しの作成に要する費用の免除)

第7条 実施期間は、条例第30条第3項の規定により、保有特定個人情報の写しの交付を受ける者(法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合にあっては本人)が経済的困難その他特別な理由により保有特定個人情報の写しの作成に要する費用を納付する資力がないと認めるときは、保有特定個人情報の写しの作成に要する費用を免除することができる。

2 前項の規定による保有特定個人情報の写しの作成に要する費用の免除を受けようとする者は、条例第21条に規定する開示請求に対する決定の通知を受け取った後、遅滞なく当該免許を求めるとし、その理由を記載した保有特定個人情報の写しの作成に要する費用の免除申請書(様式第24号)を実施機関に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面と、その他の未定を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付し、又は提示しなければならない。

第8条 削除
(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、草加市個人情報保護条例施行規則(平成13年草加市規則第2号)(草加市消防本部に関する部分に限る。)又は八潮市個人情報保護条例施行規則(平成17年八潮市規則第47号)(八潮市消防本部に関する部分に限る。)の規定により行われた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1(第3条関係)

管理者	草加八潮消防局組織規則（平成28年規則第37号）第2条の規定により設置された課の長、消防署長、分署長及び所長
議会	書記長
監査委員	書記長
公平委員会	書記長

別表第2（第6条関係）

保有個人情報の種類	金額		
1 文書、図面、フィルム及び電磁的記録（録音及び録画に係るものを除く。）	普通紙日本工業規格A4判以下	1面につき	白黒10円 カラー50円
	普通紙日本工業規格A3判	1面につき	白黒10円 カラー80円
	普通紙日本工業規格A2判	1面につき	白黒120円 カラー210円
	普通紙日本工業規格A1判	1面につき	白黒130円 カラー220円
	普通紙日本工業規格A0判	1面につき	白黒150円 カラー230円
2 写真	実費相当額		
3 録音及び録画に係るもの	録音テープ等を実施機関が購入した場合	当該録音テープ等の実費相当額	
	録音テープ等を開示請求者が持参又は送付した場合	無料	

備考 写真を乾式複写機で普通紙に複写したときは、第1号の区分の金額とする。

様式第1号（第2条関係）

- 個人情報取扱事務登録簿
- 個人情報ファイル登録簿
- 個人情報取扱事務委託等登録簿

※該当する登録簿を■で選択してください。

登録番号

年 月 日現在

所	管	課											
事務の名称													
事務の目的													
ファイルの名称													
ファイルの目的													
委託事務等の名称													
委託事務等の目的													
受託者等の名称													
対象者													
個人情報 の 記 録 項 目	基 本 的 事 項				経 歴 等 の 状 況				財 産 等 の 状 況				
	項目	事務	ファイル	委託	項目	事務	ファイル	委託	項目	事務	ファイル	委託	
	氏名				学業・学歴				所得・収入				
	性別				職業・職歴				資産の状況				
	生年月日等				資格				課税・納税				
	本籍・国籍				賞 罰				取引の状況				
	住 所				成績・評価				債務の状況				
	電話番号				職業上の地位				口座番号				
備 考													

様式第4号（第2条関係）

（表面）

身 分 証 明 書		第 号
職 名		
氏 名		
<p>上記の者は、草加八潮消防組合個人情報保護条例第12条第1項の規定により、立入検査を行う職員であることを証明する。</p>		
年 月 日発行		
有効期限	年 月 日	
草加八潮消防組合管理者		印

（裏面）

<p>草加八潮消防組合個人情報保護条例(抜粋)</p> <p>（個人情報取扱事務受託者等に対する立入検査等）</p> <p>第12条 管理者は、個人情報取扱事務受託者等の事務又は業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、個人情報取扱事務受託者等に対し、当該事務若しくは業務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又は組合の職員に、当該個人情報取扱事務受託者等の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該事務若しくは業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（罰則）</p> <p>第48条 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。</p>

様式第5号（第2条関係）

（表面）

身 分 証 明 書		第 号
職 名 氏 名		
上記の者は、草加八潮消防組合個人情報保護条例第14条第1項の規定により、立入 検査を行う職員であることを証明する。		
有効期限	年 月 日発行 年 月 日	草加八潮消防組合管理者 印

（裏面）

草加八潮消防組合個人情報保護条例（抜粋） （不正記録行為等をした者に対する立入検査等）
第14条 管理者は、前条第4項の措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第1項又は第2項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は組合の職員に、これらの規定に違反していると認めるに相当の理由がある者の建物に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（罰則）
第49条 第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

様式第6号(第2条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(実施機関名) 宛て

郵便番号	
住所	
氏名	
電話番号	

草加八潮消防組合個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求する保有個人情報の名称又は内容	(請求する保有個人情報が特定できるように具体的に記入してください。)		
開示の方法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付(郵送等希望 有・無)		
代理人による請求の場合	本人の住所		
	本人の氏名		
	本人との関係		
請求者確認		所管課收受印	受付印
代理人確認			
同意書			
所管課	電話		

- (注) 1 太線の枠内を記入し、「開示の方法」欄の該当する番号に○印を付けてください。
2 請求の際は、次の書類を提出し、又は提示してください。
(1) 本人請求の場合 本人であることを証明する運転免許証、パスポートなど
(2) 代理人請求(任意代理人を除く。)の場合 次の2書類
ア 代理人の運転免許証、パスポートなど
イ 代理人であることを証明する戸籍謄抄本など
(3) 任意代理人請求の場合 次の3種類
ア 本人の実印の押印のある委任状
イ 本人の印鑑登録証明書
ウ 任意代理人の運転免許証、パスポートなど
3 代理人請求の場合で本人が満15歳以上の未成年者のときは、上記書類のほか、本人の同意書も提出してください。

様式第7号（第2条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

（ 実 施 機 関 名 ） 印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、草加八潮消防組合個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称又は内容	
開示の方法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付 4 郵送等による写しの交付
開示の日時	年 月 日（ ） 時 分
開示の場所	
費用	
所管課	電話
備考	

- (注) 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 保有個人情報の開示を受ける際には、次の書類を提出し、又は提示してください。
(1) 本人の場合 本人であることを証明する運転免許証、パスポートなど
(2) 代理人の場合 代理人の運転免許証、パスポートなど
3 上記の開示日時に来庁できないときは、事前に所管課へ連絡してください。

様式第8号(第2条関係)

文書番号

年 月 日

様

(実施機関名) 印

保有個人情報一部開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、草加八潮消防組合個人情報保護条例第21条第2項の規定により、次のとおり一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称又は内容	
開示の方法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付 4 郵送等による写しの交付
開示の日時	年 月 日() 時 分
開示の場所	
費用	
開示しない部分及び理由	(開示しない部分) (理由) 草加八潮消防組合個人情報保護条例第18条第 号に該当
所管課	電話
備考	

- (注) 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 保有個人情報の開示を受ける際には、次の書類を提出し、又は提示してください。
(1) 本人の場合 本人であることを証明する運転免許証、パスポートなど
(2) 代理人の場合 代理人の運転免許証、パスポートなど
3 上記の開示日時に来庁できないときは、事前に所管課へ連絡してください。
- 4 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、[備考①]に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、[備考②]を被告として(訴訟において[備考②]を代表する者は[備考③]となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号備考

(注)第4項中〔備考①〕、〔備考②〕及び〔備考③〕には、実施機関ごとに次の内容を記載すること。

実施機関名	〔備考①〕	〔備考②〕	〔備考③〕
草加八潮消防組合管理者	草加八潮消防組合管理者	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合管理者
草加八潮消防組合議会	草加八潮消防組合議会議長	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合議会議長
草加八潮消防組合監査委員	草加八潮消防組合監査委員	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合代表監査委員
草加八潮消防組合公平委員会	草加八潮消防組合公平委員会	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合公平委員会

様式第9号（第2条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

（実施機関名）

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、草加八潮消防組合個人情報保護条例第21条第3項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称又は内容	
開示しない理由	1 不開示 2 存否不回答 3 不存在 4 その他
	草加八潮消防組合個人情報保護条例第 条第 号に該当
所 管 課	電話
備 考	

(注) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、[備考①]に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、[備考②]を被告として（訴訟において[備考②]を代表する者は、[備考③]となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号備考

(注)中 [備考①]、[備考②] 及び [備考③] には、実施機関ごとに次の内容を記載すること。

実施機関名	[備考①]	[備考②]	[備考③]
草加八潮消防組合管理者	草加八潮消防組合管理者	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合管理者
草加八潮消防組合議会	草加八潮消防組合議会議長	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合議会議長
草加八潮消防組合監査委員	草加八潮消防組合監査委員	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合代表監査委員
草加八潮消防組合公平委員会	草加八潮消防組合公平委員会	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合公平委員会

様式第10号（第2条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

（ 実 施 機 関 名 ） 印

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、草加八潮消防組合個人情報保護条例第22条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称又は内容	
条例第22条第1項の規定による期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
延長後の期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
延長の理由	
所 管 課	電話
備 考	

様式第11号（第2条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

（ 実 施 機 関 名 ） 印

保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、草加八潮消防組合個人情報保護条例第23条の規定により、開示決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称又は内容	
相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
残りの保有個人情報の開示決定等の期限	年 月 日（ ）まで
開示決定等の期限延長の理由	
所 管 課	電話
備 考	

様式第12号（第2条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

（ 実 施 機 関 名 ） 印

保有個人情報開示決定等に係る意見照会書

あなたに関する情報が記録されている保有個人情報について、草加八潮消防組合個人情報保護条例第17条第1項の規定により次のとおり開示請求がありました。

つきましては、当該保有個人情報を開示するかどうかの決定を行うに当たり、あなたの御意見をお聴きしたいので、同条例第24条第1項の規定により通知します。

なお、御意見につきましては「保有個人情報開示決定等に係る意見書」により御回答ください。

開示請求に係る保有個人情報の表示	
保有個人情報に記録されているあなたの情報	
回 答 期 限	年 月 日 () まで
回 答 先 (所 管 課)	電話
備 考	

(注) 開示することによるプライバシー侵害の有無、権利利益の侵害の有無等について、御回答ください。

様式第13号（第2条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

（ 実 施 機 関 名 ） 印

保有個人情報開示決定等に係る意見書提出機会付与通知書

あなたに関する情報が記録されている保有個人情報について、草加八潮消防組合個人情報保護条例第17条第1項の規定により開示請求があり、次のとおり当該保有個人情報を開示する予定です。

つきましては、あなたの御意見をお聴きしたいので、同条例第24条第2項の規定により通知します。

なお、御意見につきましては「保有個人情報開示決定等に係る意見書」により御回答ください。

開示請求に係る保有個人情報の表示	
保有個人情報に記録されているあなたの情報	
開示しようとする理由	
回 答 期 限	年 月 日 () まで
回 答 先 (所 管 課)	電話
備 考	

(注) 開示することによるプライバシー侵害の有無、権利利益の侵害の有無等について、御回答ください。

様式第14号（第2条関係）

保有個人情報開示決定等に係る意見書

年 月 日

（実施機関名） 宛て

郵便番号	
住所 (所在地)	
氏名 (名称・代表者氏名)	
電話番号	

年 月 日付け 第 号で通知を受けた保有個人情報の開示についての意見は、次のとおりです。

開示請求に係る保有個人情報の表示	
保有個人情報に記録されている私の情報	
意見	1 開示してよい。 2 開示されると支障がある。
	(支障がある理由)

(注) 1 太線の枠内を記入してください。
2 「意見」欄の該当する番号に○印を付け、「2 開示されると支障がある。」に○印を付けたときは、その理由を具体的に記入してください。

様式第15号（第2条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

（ 実 施 機 関 名 ） 印

保有個人情報開示決定第三者宛て通知書

あなたに関する情報が記録されている保有個人情報について、次のとおり決定したので、草加八潮消防組合個人情報保護条例第24条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の表示	
保有個人情報に記録されているあなたの情報	
決定の内容	1 全部開示 2 部分開示
決定の理由	
開示決定日	年 月 日（ ）
開示実施日	年 月 日（ ）
所 管 課	電話
備 考	

(注) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、[備考①]に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、[備考②]を被告として(訴訟において[備考②]を代表する者は、[備考③]となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第15号備考

(注)中 [備考①]、[備考②] 及び [備考③] には、実施機関ごとに次の内容を記載すること。

実施機関名	[備考①]	[備考②]	[備考③]
草加八潮消防組合管理者	草加八潮消防組合管理者	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合管理者
草加八潮消防組合議会	草加八潮消防組合議会議長	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合議会議長
草加八潮消防組合監査委員	草加八潮消防組合監査委員	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合代表監査委員
草加八潮消防組合公平委員会	草加八潮消防組合公平委員会	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合公平委員会

様式第16号(第2条関係)

保有個人情報訂正等請求書

年 月 日

(実施機関名) 宛て

郵便番号	
住所	
氏名	
電話番号	

草加八潮消防組合個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正等を請求します。

請求の区分	1 訂正 2 削除 3 目的外利用又は外部提供の中止
請求に係る個人情報の名称又は内容	(個人情報が特定できるように具体的に記入してください。)
訂正等の内容及び理由	
代理人による請求の場合	本人の住所
	本人の氏名
	本人との関係
請求者確認	所管課 収 受 印
代理人確認	受付印
同意書	
訂正証明書類	
所管課	電話

- (注) 1 太線の枠内を記入し、「請求の区分」欄の該当する番号に○印を付けてください。
 2 請求の際は、次の書類を提出し、又は提示してください。
 (1) 本人請求の場合 本人であることを証明する運転免許証、パスポートなど
 (2) 代理人請求(任意代理人を除く。)の場合 次の2書類
 ア 代理人の運転免許証、パスポートなど
 イ 代理人であることを証明する戸籍謄抄本など
 (3) 任意代理人請求の場合 次の3種類
 ア 本人の実印の押印のある委任状
 イ 本人の印鑑登録証明書
 ウ 任意代理人の運転免許証、パスポートなど
 3 代理人請求の場合で本人が満15歳以上の未成年者のときは、上記書類のほか、本人の同意書も提出してください。
 4 訂正請求の場合は、訂正の内容が事実であることを証明する書類等を提出し、又は提示してください。

様式第17号（第2条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

（ 実 施 機 関 名 ） 印

保有個人情報訂正等決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正等については、草加八潮消防組合個人情報保護条例第28条第1項の規定により、次のとおり訂正等を行うことを決定したので通知します。

請求に係る保有個人情報の名称又は内容	
訂正等の内容	1 訂正 2 削除 3 目的外利用又は外部提供の中止
訂正等をした日	年 月 日（ ）
所 管 課	電話
備 考	

様式第18号（第2条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

（ 実 施 機 関 名 ） 印

保有個人情報一部訂正等決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正等については、草加八潮消防組合個人情報保護条例第28条第2項の規定により、次のとおり一部の訂正等を行うことを決定したので通知します。

請求に係る保有個人情報の名称又は内容	
一部訂正等の内容及び理由	1 訂正 2 削除 3 目的外利用又は外部提供の中止
一部訂正等をした日	年 月 日（ ）
所 管 課	電話
備 考	

(注) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、[備考①]に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、[備考②]を被告として(訴訟において[備考②]を代表する者は、[備考③]となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第18号備考

(注)中 [備考①]、[備考②] 及び [備考③] には、実施機関ごとに次の内容を記載すること。

実施機関名	[備考①]	[備考②]	[備考③]
草加八潮消防組合管理者	草加八潮消防組合管理者	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合管理者
草加八潮消防組合議会	草加八潮消防組合議会議長	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合議会議長
草加八潮消防組合監査委員	草加八潮消防組合監査委員	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合代表監査委員
草加八潮消防組合公平委員会	草加八潮消防組合公平委員会	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合公平委員会

様式第19号（第2条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

（ 実 施 機 関 名 ） 印

保有個人情報不訂正等決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正等については、草加八潮消防組合個人情報保護条例第28条第3項の規定により、次のとおり訂正等をしないことを決定したので通知します。

請求に係る保有個人情報の名称又は内容	
訂正等をしない理由	1 訂正 2 削除 3 目的外利用又は外部提供の中止
所 管 課	電話
備 考	

(注) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、[備考①]に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、[備考②]を被告として（訴訟において[備考②]を代表する者は、[備考③]となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第19号備考

(注)中 [備考①]、[備考②] 及び [備考③] には、実施機関ごとに次の内容を記載すること。

実施機関名	[備考①]	[備考②]	[備考③]
草加八潮消防組合管理者	草加八潮消防組合管理者	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合管理者
草加八潮消防組合議会	草加八潮消防組合議会議長	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合議会議長
草加八潮消防組合監査委員	草加八潮消防組合監査委員	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合代表監査委員
草加八潮消防組合公平委員会	草加八潮消防組合公平委員会	草加八潮消防組合	草加八潮消防組合公平委員会

様式第20号（第2条関係）

文書番号

年 月 日

様

（実施機関名） 印

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正等については、草加八潮消防組合個人情報保護条例第29条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

請求の区分	1 訂正	2 削除	3 目的外利用又は外部提供の中止
請求に係る保有個人情報の名称又は内容			
条例第29条第1項の規定による期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで		
延長後の期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで		
延長の理由			
所管課	電話		
備考			

様式第21号（第2条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

（ 実 施 機 関 名 ） 印

保有個人情報開示等審査諮問通知書

保有個人情報開示等の請求の決定に対する不服申立てについて、次のとおり草加八潮消防組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、草加八潮消防組合個人情報保護条例第32条の規定により通知します。

請求に係る保有個人情報の名称又は内容	
請求に係る決定内容	
不服申立日	年 月 日（ ）
諮問をした日	年 月 日（ ）
所 管 課	電話
備 考	

様式第22号（第2条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

（ 実 施 機 関 名 ） 印

審査請求に対する決定第三者宛て通知書

あなたに関する情報が記録されている保有個人情報の開示決定等に係る審査請求について、次のとおり裁決したので、草加八潮消防組合個人情報保護条例第33条において準用する同条例第24条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の表示	
保有個人情報に記録されているあなたの情報	
裁決の内容	1 却下 2 棄却 3 開示決定等を変更し、個人情報を開示する。
裁決の理由	
審査請求に対する裁決をした日	年 月 日（ ）
開示実施日	年 月 日（ ）
所 管 課	電話
備 考	

様式第23号（第4条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

（ 実 施 機 関 名 ） 印

任意代理人による保有特定個人情報の開示請求等に関する通知書

年 月 日付けであなたの保有特定個人情報の（ 開示請求・訂正の請求・
利用停止の請求 ）がありましたので、草加八潮消防組合個人情報保護条例施行規則第4
条第2項の規定により通知します。

この開示請求等が、あなたの意思に基づくものでない場合は、年 月 日
までに次の連絡先に申し出てください。

なお、上記の期限までに申出がない場合は、開示請求等に係る手続を進めることとなり
ます。

（連絡先）

担当課：

担当者名：

電話・FAX 番号：

様式第24号（第7条関係）

保有特定個人情報の写しの作成に要する費用の免除申請書

年 月 日

（実施機関名） 宛て

郵便番号	
住所	
氏名	
電話番号	

草加八潮消防組合個人情報保護条例施行規則第7条の規定により、次のとおり保有特定個人情報の写しの作成に要する費用の免除を申請します。

開示請求する保有特定個人情報の名称又は内容		
免除を求める費用		
免除を求める理由	1 生活保護法第11条第1項第 号に掲げる扶助を受けており、費用を納付する資力がないため。 2 その他（具体的に記載してください。）	
代理人による申請の場合	本人の住所	
	本人の氏名	
	本人との関係	

- (注) 1 太線の枠内を記入し、「免除を求める理由」欄の該当する番号に○印を付けてください。
2 申請の際は、「免除を求める理由」が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を提出し、又は提示してください。

